

## 令和6年度みうら市民まつり参加事業企画募集要領

### 1 開催日時・場所

日時：令和6年11月17日（日）10時～15時（雨天決行、荒天時中止若しくは一部変更）  
場所：潮風アリーナ、初声市民センター

### 2 市民まつり開催の趣旨について

みうら市民まつりは、市民が一体感を持って市内でいきいきと暮らし、郷土を愛する気持ちを共有できるよう、また、市内の様々な団体・業種の活性化を促すことを目的として実施するものです。みうら市民まつりを通じて市民の一体感をつくりだしましょう。

### 3 市民まつり参加事業企画のテーマについて

- ① 豊かな共生社会、福祉・市民活動の推進
- ② 環境・エコロジー・ライフスタイル提案
- ③ 教育・文化・体育に関連した催し
- ④ 市民交流・地域活性化の推進
- ⑤ 地産地消・うまいもの屋台

※ 参加事業の募集とともに市民まつり運営サポーター（事務局サポート）も募集する。

### 4 参加企画事業について

対象事業は、「2 市民まつり開催の趣旨について」及び「3 市民まつり参加事業企画のテーマについて」に沿ったものとなります。応募期間終了後、実行委員会で選定して決定します。

ただし、次の項目に該当する事業は参加できません。

- 公序良俗に反するもの
- 政治的活動と認められるもの
- 宗教の布教等と認められるもの
- 特定の団体や個人を誹謗中傷する内容のもの
- 企業活動や商品のPRを目的としたもの（ただし、協賛事業者に限り出展が可能となります。別途ご案内します。）
- その他、みうら市民まつりとして適当でないと実行委員会が認めたもの

#### ※食品を提供する場合の注意事項

1ブースで提供できるのは原則1品目となります。

また、年間に複数回出店する場合は、営業に該当するため、事前に県（鎌倉保健福祉事務所三崎センター）で「(屋台型) 臨時営業」の許可を受ける必要があります。

なお、出店が営利目的でなく、年間に1回のみの出店の場合は「臨時出店」となり、事前の手続きは必要ありませんが、「神奈川県臨時出店等における食品の取り扱いに関する指導指針」を順守してください。詳しくは神奈川県ホームページまたは二次元コードからご確認ください。

屋外型臨時  
営業について



臨時出店・  
模擬店について



臨時出店等におけ  
る食品の取扱いに  
関する指導指針



## 5 出店料について

販売を行う場合は出店料をいただきます。

食品類以外の販売 2,000 円、食品類の販売 3,000 円

## 6 参加にあたって

(1) 参加される場所や区画割等は実行委員会で決定します。

(2) 申し込み多数の場合などにより、参加できない場合もあります。参加者決定は9月中旬に通知する予定です。

その後、飲食の出店及び屋内ステージ、屋外ステージ出演者による打ち合わせ会を別途行いますので、参加決定された方は必ず出席してください。

打ち合わせ会の日程については決定時にお知らせします。

(3) 屋外出店での電源供給は原則、主催者側では行いません。

## 7 申込みについて

みうら市民まつりに参加を希望する方は、別添の「みうら市民まつり参加申込書（兼企画書）」に必要事項を記入し、次の方法でみうら市民まつり実行委員会事務局（市民協働課）まで提出してください。

郵 送：〒238-0298 三浦市城山町1番1号

電 話：046-882-1111（内線313）

FAX：046-882-1160

メール：[shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp](mailto:shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp)

## 8 申込締切り

令和6年6月28日（金）